

香芝市地域クラブ設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香芝市立中学校（以下「中学校」という。）の生徒（以下「生徒」という。）がスポーツ、文化芸術に係る活動等に親しむ機会を地域で確保し、生徒の健全な心身の育成を図るため、香芝市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が設置する団体（以下「香芝市地域クラブ」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 香芝市地域クラブの名称は、ヴィオーレ香芝とする。

(委託)

第3条 香芝市地域クラブの運営に係る業務は、その全部又は一部を教育委員会が適当と認めるもの（以下「受託者」という。）に委託することができるものとする。

(指導者)

第4条 香芝市地域クラブの指導者は、教育長が別に定める基準を満たす者とする。

(活動方針等)

第5条 香芝市地域クラブの活動方針は、生徒が健全な心身の育成を図ることを目指し、適切な指導を行うため、教育長が別に定めるものとする。

2 香芝市地域クラブの活動日は、原則として日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日とする。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 香芝市地域クラブの活動時間は、教育長が別に定める基準によるものとする。

(入会)

第6条 香芝市地域クラブへ入会できる者は、生徒とする。ただし、第8条第3項の規定により退会させられた生徒にあっては、同項の規定により教育委員会が決定した再入会の条件を満たしている場合に限る。

2 香芝市地域クラブへの入会を希望する生徒の保護者は、次の事項に同意の上で、香芝市地域クラブ入会届（第1号様式）を教育長に届け出なければならない。

(1) 練習、試合その他香芝市地域クラブの活動に際し事故等が発生した場合は、公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険（以下「スポーツ安全保険」という。）の範囲内での対応となること。

(2) 香芝市地域クラブの活動の範囲内で、教育委員会、受託者及び指導者が、

次に掲げる事項のために生徒及びその保護者の個人情報を利用すること。

イ 会員名簿の作成

ロ スポーツ安全保険への加入

ハ 各種大会への参加の申込み

ニ その他香芝市地域クラブの活動に必要な事項

(3) 第8条第3項各号のいずれかに該当する場合は、教育委員会が生徒を香芝市地域クラブから退会させる場合があること。

(変更)

第7条 前条第2項の規定による届出をした者は、その届出をした内容に変更が生じたときは、香芝市地域クラブ変更届（第2号様式）を教育長に届け出なければならない。

(退会)

第8条 香芝市地域クラブからの退会を希望する生徒の保護者は、香芝市地域クラブ退会届（第3号様式）を教育長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、生徒でなくなったときは、前項の規定による届出があったものとみなす。

3 教育委員会は、生徒又はその保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該生徒を香芝市地域クラブから退会させることができるものとする。この場合において、教育委員会は、当該生徒が再入会する場合における条件を決定するものとする。

(1) 正当な理由なく次条第1項の会費を納付せず、かつ、当該会費の請求があった日から起算して3月以上納付が確認できないとき。

(2) 香芝市地域クラブの活動において、いじめ（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項のいじめをいう。）等の不適切な行為をしたとき。

(3) 生徒が飲酒、喫煙、窃盗その他の違法な行為をしたとき。

(4) その他香芝市地域クラブの運営に係る業務を妨げる行為をしたとき。

4 教育長は、教育委員会が前項の規定により生徒を香芝市地域クラブから退会させることを決定したときは、速やかに香芝市地域クラブ退会決定通知書（第4号様式）により当該生徒の保護者に通知するものとする。

(会費等)

第9条 香芝市地域クラブの会費は、月額2,000円とする。

2 教育委員会及び受託者は、前項の会費の徴収及び会計処理に当たっては、適正に処理し、透明性を確保するものとする。

(個人情報の取扱い)

第10条 受託者及び指導者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等の規定に基づき、香芝市地域クラブに入会している者及び入会していた者の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 受託者及び指導者は、香芝市地域クラブの活動において知り得た個人情報を、第6条第2項第2号に掲げる事項以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。受託者にあつては委託契約が終了した後、指導者にあつてはその職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第11条 香芝市地域クラブの庶務は、文化芸術及び社会体育の奨励と実施に関する事務を所掌する課等において処理する。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この要綱による香芝市地域クラブへの入会に関し必要な準備行為は、この要綱の施行の前においても行うことができる。

第1号様式（第6条関係）

香芝市地域クラブ入会届

年 月 日

香芝市教育委員会 教育長

保護者住所

保護者氏名

香芝市地域クラブへの入会を希望するので、香芝市地域クラブ設置要綱第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

入会を希望する日		年 月 日		
入会を希望する種目				
学 校 名		香芝市立 中学校		
住 所		□届出者と同じ		
フ リ ガ ナ				
生 徒 氏 名				
性 別		□男 □女	生 年 月 日	年 月 日
連絡先 1	氏 名	□届出者と同じ	続 柄	□父 □母 □その他 ()
	電 話 番 号	— —		
	メールアドレス			
連絡先 2	氏 名		続 柄	□父 □母 □その他 ()
	電 話 番 号	— —		
特記事項（健康面等で特に記載する必要がある場合）				
<p>次の事項に同意の上、チェックを入れてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 練習、試合その他香芝市地域クラブの活動に際し事故等が発生した場合は、スポーツ安全保険の範囲内での対応となること。</p> <p><input type="checkbox"/> 香芝市地域クラブの活動の範囲内で、教育委員会、受託者及び指導者が、次に掲げる事項のために生徒及びその保護者の個人情報を利用すること。</p> <p>(1) 会員名簿の作成</p> <p>(2) スポーツ安全保険への加入</p> <p>(3) 各種大会への参加の申込み</p> <p>(4) その他香芝市地域クラブの活動に必要な事項</p> <p><input type="checkbox"/> 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、教育委員会が生徒を香芝市地域クラブから退会させる場合があること。</p> <p>(1) 正当な理由なく香芝市地域クラブの会費を納付せず、かつ、当該会費の請求があった日から起算して3月以上納付が確認できないとき。</p> <p>(2) 香芝市地域クラブの活動において、いじめ等の不適切な行為をしたとき。</p> <p>(3) 生徒が飲酒、喫煙、窃盗その他の違法な行為をしたとき。</p> <p>(4) その他香芝市地域クラブの運営に係る業務を妨げる行為をしたとき。</p>				

第2号様式（第7条関係）

香芝市地域クラブ変更届

年 月 日

香芝市教育委員会 教育長

保護者住所

保護者氏名

年 月 日付で届け出した内容に次のとおり変更が生じたので、
香芝市地域クラブ設置要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更を希望する日	年 月 日	
変更内容	詳細	<input type="checkbox"/> 種目 <input type="checkbox"/> 学校名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 生徒氏名 <input type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 特記事項
	変更前	
	変更後	
変更の理由		

備考 変更の理由については、無記入でも構いません。

第3号様式（第8条関係）

香芝市地域クラブ退会届

年 月 日

香芝市教育委員会 教育長

保護者住所

保護者氏名

電話番号

香芝市地域クラブからの退会を希望するので、香芝市地域クラブ設置要綱第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

退会を希望する日	年 月 日
退会を希望する種目	
学 校 名	香芝市立 中学校
フ リ ガ ナ	
生 徒 氏 名	
退 会 理 由	

備考 退会理由については、無記入でも構いません。

第4号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市教育委員会
教育長 印

香芝市地域クラブ退会決定通知書

年 月 日付けで香芝市地域クラブから退会させることを決定しましたので、香芝市地域クラブ設置要綱第8条第4項の規定により、次のとおり通知します。

生徒氏名	
退会理由	
再入会の条件	
備考	